

国立大学法人九州大学職員休職規程

平成16年度九大就規第11号
施行：平成16年 4月 1日
最終改正：令和 6年 3月29日
(令和5年度九大就規第37号)

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人九州大学就業通則（平成16年度九大就規第1号。以下「就業通則」という。）第12条第2項の規定に基づき、国立大学法人九州大学（以下「本学」という。）に勤務する職員の休職期間、手続等について定めるものとする。

(休職中の身分)

第2条 休職中の職員は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

(休職の期間)

第3条 休職の期間は、次の表の左欄に掲げる就業通則第12条第1項各号の区分に応じ、右欄に掲げるとおりとし、当初に休職となった日から当該期間に達するまでは、必要に応じ、期間の更新ができるものとする。

休職事由	休 職 期 間
第1号	休養を要する程度に応じ3年を超えない範囲内で、本学が定める。
第2号	休職の原因となった事件が裁判所に係属する間
第3号 第5号 第9号	必要に応じ3年を超えない範囲内で、個々の場合について本学が定める。
第4号 第6号 第10号	必要に応じ5年を超えない範囲内で、個々の場合について本学が定める。
第7号	人事交流協定等に基づき出向中の期間
第8号	労働組合業務に専従することを許可された期間

2 就業通則第12条第1項第1号に掲げる事由による休職期間について、復職後1年以内に同一傷病又は同一傷病に起因すると認められる傷病により再度休職になるときは、本学が特に必要と認めた場合を除き、当該傷病による休職期間は通算するものとする。

(復職)

第4条 休職の事由が消滅した場合は、当該職員が退職し、若しくは解雇され、又は他の事由により休職にされない限り、速やかにその職員を復職させる。

2 休職の期間が満了したときは、当該職員は、当然に復職する。

(病気休職の手続)

第4条の2 就業通則第12条第1項第1号の規定による休職、当該休職期間の更新及び当該休職からの復職は、医師の診断内容、産業医、当該休職に係る職員（以下「休職者」という。）の業務を管理監督する職にある者及び休職者が所属する部局等の人事を担当する者の意見を踏まえ、休職者が所属する部局等の長が決定する。

(休職中の給与)

第5条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤途上負傷し、若しくは疾病にかかり、就業通則第12条第1項第1号の規定により休職となったときは、当該休職の期間中、給与の全額（労働基準法（昭和22年法律第49号）第76条の規定によ

る休業補償及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第14条による休業補償給付及び同法第22条の2の規定による休業給付等を受ける場合にあっては、当該補償等の額に相当する額を除く額）を支給する。

- 2 職員が結核性疾患にかかり就業通則第12条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職となったときは、当該休職の期間が満2年に達するまでは、国立大学法人九州大学職員給与規程（平成16年度九大就規第14号。以下「給与規程」という。）に規定する基本給、扶養手当、地域手当、地域調整手当、広域異動手当及び住居手当（以下「基本給等」という。）、寒冷地手当並びに期末手当のそれぞれ100分の80以内を支給する。
- 3 職員が前2項以外の心身の故障により就業通則第12条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職となったときは、当該休職の期間が満1年に達するまでは、基本給等、寒冷地手当及び期末手当のそれぞれ100分の80以内を支給する。
- 4 職員が就業通則第12条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職となったときは、当該休職の期間中、基本給等のそれぞれ100分の60以内を支給することがある。
- 5 職員が就業通則第12条第1項第3号から第6号まで、第9号及び第10号に掲げる事由に該当して休職となったときは、当該休職の期間中、次の各号の休職事由に応じ、それぞれ定める割合の基本給等、寒冷地手当及び期末手当を支給する。
 - (1) 就業通則第12条第1項第3号から第6号まで及び第9号（第3号に該当する場合を除く。） 100分の70以内
 - (2) 就業通則第12条第1項第6号のうち、派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるとき 100分の70を超え100分の100以内
 - (3) 就業通則第12条第1項第9号に該当する場合で、職員が業務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められるとき 100分の100
 - (4) 就業通則第12条第1項第10号 休職の事由に応じて個別に定める。
- 6 第2項、第3項又は前項の適用を受ける職員が、給与を支給する期間内の期末手当の基準日前1月以内に退職し、又は解雇されたときは、期末手当を当該各項の割合により支給する。ただし、その退職から基準日までにおいて、給与規程第30条第2項第2号ロに掲げる職員になった場合には支給しない。
- 7 休職中の職員には、前項までの規定による場合を除き、給与を支給しない。

（職員の意に反する休職の場合）

第6条 就業通則第12条第1項第1号、第2号及び第9号に掲げる事由に該当する職員については、その意に反して休職とすることがある。

- 2 職員をその意に反して休職とする場合は、休職とする際、休職の事由を記載した説明書を交付する。

（期間を定めて雇用される者の取扱い）

第7条 就業通則第2条第2項の規定により期間を定めて雇用される者の取扱いで、この規程の定めを適用せず、他の規則において定める事項については別表1のとおりとする。

（期間の定めのない労働契約に転換した者の取扱い）

第8条 就業通則第2条第3項の規定により期間の定めのない労働契約に転換した者の取扱いで、この規程の定めを適用せず、他の規則において定める事項については別表2のとおりとする。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

- 2 国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第4条の規定により本学の職員となった者で、この規程の施行前に国家公務員法（昭和22年法律第120号）その他関係法令等の規定に基づき休職し、その休職期間が平成16年4月1日以降となっているものについては、この規程の相当規定に基づきなされたものとみなす。この場合において、当該者の休職期間は、この規程の施行前に休職期間とされた日までとする。
- 3 国立大学法人九州大学職員給与規程附則第6項の規定により給与が減ぜられて支給される職員については、次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額を減ずる。
- ア 第5条第1項 同附則第6項各号に定める額
- イ 第5条第2項又は第3項 同附則第6項第1号から第5号までに定める額に、100分の80以内を乗じて得た額
- ウ 第5条第4項 同附則第6項第1号から第4号までに定める額に、100分の60以内を乗じて得た額
- エ 第5条第5項第1号 同附則第6項第1号から第5号までに定める額に、100分の70以内を乗じて得た額
- オ 第5条第5項第2号 同附則第6項第1号から第5号までに定める額に、100分の70を超え100分の100以内を乗じて得た額
- カ 第5条第5項第3号 同附則第6項第1号から第5号までに定める額に、100分の100を乗じて得た額
- キ 第5条第5項第4号 休職の事由に応じて個別に定める額
- ク 第5条第6項 同附則第6項第5号に定める額に、第5条第6項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- 附 則（平成17年度九大就規第16号）
この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 附 則（平成18年度九大就規第22号）
この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 附 則（平成21年度九大就規第3号）
この規程は、平成21年6月1日から施行する。
- 附 則（平成21年度九大就規第21号）
- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際現に休職中の職員の休職期間に係る改正後の国立大学法人九州大学職員休職規程第3条第2項の規定の適用については、当該休職となった日から平成22年3月31日までの期間を含むものとする。
- 附 則（平成22年度九大就規第16号）
この規程は、平成22年12月1日から施行する。
- 附 則（平成23年度九大就規第10号）
この規程は、平成23年11月1日から施行する。
- 附 則（平成23年度九大就規第20号）
この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 附 則（平成24年度九大就規第22号）
この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 附 則（令和3年度九大就規第24号）
この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年度九大就規第53号）
この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年度九大就規第37号）
この規程は、令和6年4月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表1（第7条関係）

対象となる者	適用を除外する条項	適用を除外する条項の規定内容について別に定める規則名及び条項
有期教員	第3条（休職の期間） 第4条の2（病気休職の手続き） 第5条（休職中の給与） 第6条（職員の意に反する休職の場合）	有期教員就業規則第5条 有期教員就業規則第5条の2 有期教員就業規則第6条 有期教員就業規則第7条
教員（年俸制）	第3条（休職の期間） 第4条の2（病気休職の手続き） 第5条（休職中の給与） 第6条（職員の意に反する休職の場合）	教員（年俸制）就業規則第6条 教員（年俸制）就業規則第7条 教員（年俸制）就業規則第8条 教員（年俸制）就業規則第9条
特定有期教員	第3条（休職の期間） 第4条の2（病気休職の手続き） 第5条（休職中の給与） 第6条（職員の意に反する休職の場合）	特定有期教員就業規則第6条 特定有期教員就業規則第6条 特定有期教員就業規則第6条 特定有期教員就業規則第6条
特定有期病院医療職員	第3条（休職の期間） 第4条の2（病気休職の手続き） 第5条（休職中の給与） 第6条（職員の意に反する休職の場合）	特定有期事務・技術系職員就業規則第7条 特定有期事務・技術系職員就業規則第8条 特定有期事務・技術系職員就業規則第9条 特定有期事務・技術系職員就業規則第10条

別表2（第8条関係）

対象となる者	適用を除外する条項	適用を除外する条項の規定内容について別に定める規則名及び条項
有期教員（無期転換者）	第3条（休職の期間）	有期教員（無期転換者）就業規則第4条

	<p>第4条の2（病気休職の手続き）</p> <p>第5条（休職中の給与）</p> <p>第6条（職員の意に反する休職の場合）</p>	<p>有期教員（無期転換者）就業規則第4条</p> <p>有期教員（無期転換者）就業規則第4条</p> <p>有期教員（無期転換者）就業規則第4条</p>
<p>教員（年俸制）（無期転換者）</p>	<p>第3条（休職の期間）</p> <p>第4条の2（病気休職の手続き）</p> <p>第5条（休職中の給与）</p> <p>第6条（職員の意に反する休職の場合）</p>	<p>教員（年俸制）（無期転換者）就業規則第5条</p> <p>教員（年俸制）（無期転換者）就業規則第5条</p> <p>教員（年俸制）（無期転換者）就業規則第5条</p> <p>教員（年俸制）（無期転換者）就業規則第5条</p>
<p>特定有期教員（無期転換者）</p>	<p>第3条（休職の期間）</p> <p>第4条の2（病気休職の手続き）</p> <p>第5条（休職中の給与）</p> <p>第6条（職員の意に反する休職の場合）</p>	<p>特定有期教員（無期転換者）就業規則第6条</p> <p>特定有期教員（無期転換者）就業規則第6条</p> <p>特定有期教員（無期転換者）就業規則第6条</p> <p>特定有期教員（無期転換者）就業規則第6条</p>
<p>特定有期病院医療職員（無期転換者）</p>	<p>第3条（休職の期間）</p> <p>第4条の2（病気休職の手続き）</p> <p>第5条（休職中の給与）</p> <p>第6条（職員の意に反する休職の場合）</p>	<p>特定有期事務・技術系職員（無期転換者）就業規則第6条</p> <p>特定有期事務・技術系職員（無期転換者）就業規則第6条</p> <p>特定有期事務・技術系職員（無期転換者）就業規則第6条</p> <p>特定有期事務・技術系職員（無期転換者）就業規則第6条</p>